

- 京都府議会 12月定例会で行った、日本共産党の一般質問をご紹介します。

も く じ

原田 完	・ ・ ・	1
本庄孝夫	・ ・ ・	7
島田敬子	・ ・ ・	13

京都府議会 2004年12月定例会 一般質問

原田 完（日本共産党、京都市中京区）2004年12月9日

異常な大型ショッピングセンターの相次ぐ出店 地域の暮らし、まちづくりを破壊する計画を許すな

【原田】

日本共産党の原田完です。3点について、知事並びに関係理事者に質問いたします。

まず、最初に京都における最近の大型店出店問題です。10月14日に京都府商工会連合会による中小企業活力強化「府内商工決起集会」が開催されました。会長挨拶や決意表明、決議において大型店出店問題が大きく取り上げられました。現在、大型店出店計画の届け出案件や出店計画の表明がされている大型店の総売り場面積は、約25万平方メートルになります。これは西大路五条に出店したダイヤモンドシティハナの10倍以上であり、現在営業中のスーパーや百貨店等大型店の総売り場面積の10%に匹敵します。現状でも厳しい経営環境のもと頑張っている中小小売業者、近隣型商店街・最寄り品中心の商店へ壊滅的打撃を与える計画です。

このような異常な出店計画のおおもとは、小泉・竹中流構造改革にあります。アメリカンスタンダードの押し付けと財界の意向に沿った、自由主義・新保守主義のルールなき資本主義経済、弱肉強食、野放しの市場原理・自由主義経済礼賛のもとで起っています。

京都府南部地域ですが宇治市以南の既存大型店の売り場面積は46店舗で234,522平方メートルです。今、明らかになっている大型店の出店計画は6店舗で107,289平方メートル、既存大型店舗の約5割を占めます。木津町ではダイヤモンドシティが敷地面積48,000平方メートルに出店を計画し、精華町ではユニーが53,000平方メートルに出店を計画しています。

これは、木津・精華両町の小売業の総売り場面積37,355平方メートルをはるかに超える計画です。両町の従事員9人以下の中小小売店の総売り場面積は15,591平方メートルで、3倍以上の売り場面積の出現となります。しかも、ユニーとジャスコの計画地は2.5kmしか離れていません。

木津町では、区画整理事業で駅前再開発が進めていますが、この努力を無にするような異常な計画で、これは中小企業を守り発展をさせ、地域住民が安心して暮らせるまちづくりに反するものであり

ます。

京都府北部地域でも、与謝郡の中心地野田川町に、売り場面積2833平米のケーズ電気が、大店立地法に基づく届出を行い、福井に本社を持つ「プラントフォー」も売り場面積13000平方メートルの出店を表明しています。計画通りの出店が強行されれば、与謝郡3町の小売業の総売り場面積は、33,028平方メートルであり、9人以下の従事者店舗は22,145平方メートルという規模ですから、壊滅的打撃は必至です。

隣接する加悦町には地元商業者が共同経営する全国のモデルとなるような商業施設「ウイル」があります。これは、高度化資金の活用など国も京都府も補助をして、応援をしてきた共同店舗ですが、地元経済・小売のシンボルである「ウイル」も存続が困難になりかねない重大な問題です。

地元自治体の各議会から大型小売店「プラント4野田川店」出店計画に反対する意見書が、知事のもとに提出されていると思いますが、地元にとっては、全町民的にも死活問題となっています。

ご存知の通り、中小小売商業者は、地域経済を支え、日常生活必需品を安定的に供給して市民社会生活を支えてきました。誰でもが歩いて行ける範囲で、日常の暮らしにかかわる商品の購入機会を確保は当たり前の生活です。小売商業者はその役割を一貫して果たしてきました。

同時に、24時間その地域に暮らす生活者として、地域世話役や子供たちの社会教育を担い、困りごとの相談者として、社会生活に欠かせない役割を果たしてきました。

私は中小企業庁の補助事業で全国の商店街関係者とヨーロッパ視察を行ったことがありますが、大都市でも、小さな地方都市でも、生活必需品を扱う青空市場が賑わっていました。各視察先の行政担当者にヒアリングしたときに、担当者は市民が歩いてゆける範囲内で日常の買い物できる環境の保障は、行政の責任であり、青空市場の運営に行政が支援をしているということでした。地域商業は地域の暮らしを丸ごと支える重要な社会基盤施設であり、行政が市民の暮らしを支える「公の仕事」として位置づけて仕事をしているのです。

ところが、日本では地域商業・商店街等の位置づけは、まったくの市場原理まかせです。弱いものは消えてゆくのは当然とされているのです。

知事はこのように異常な大型店出店攻勢の状況と中小小売商業の厳しい現状に対して、どのように対処されるのでしょうか。このまま放置すれば地域商業、商店街はみんな潰れてしまいます。地域社会の暮らしを支えてきた中小小売商業を守るという姿勢がいまどうしても必要だと考えます。まず、知事のご見解をお聞かせください。

【知事】 車社会の進展や大型冷蔵庫の普及など、消費者のライフスタイルの変化などにより大型店の利用が増える一方で、地域の中核となりコミュニティーの形成にも大きな役割を果たし、高齢者など交通弱者のためにも支えとなっていた商店街の衰退という大きな影響を与えているところ。こうした商店街をどう活かすかは、地域のまちづくりの根幹に関わる問題であり、まちづくりの主体である市町村がTMOなど地域と一体になって創意工夫し懸命に取り組んでおられまして、府としてもこうした市町村の取り組みに支援を行っているところであります。

しかし、現行の法律の下において都道府県が広域的な立地調整機能を発揮できない状況にあり、国際協定の縛りの中で、従来の形での商業調整を行うことができないため、京都府としては、商工会議所など経済団体の要望を踏まえ、広域的な観点から立地調整を行えるよう、すでに全国の都道府県と共に国に要望しているところであります。

大店立地法は、需給調整を可能とする抜本的見直しを

【原田】

続いて関連した問題で3点質問いたします。

第一点目、大店立地法に需給調整機能を盛り込む問題です。大店法から大店立地法に移行したもと

で、街づくり3法で大型店の出店規制と地域商業の振興発展は行えると京都府はしてきました。しかし、結果は、スーパー大型店は増え続け、地域商業・商店街は衰退の一途をたどっています。京都では先に述べたとおり、異常な出店攻勢がさらに続いているのです。

来年3月に大店立地法見直しが行われます。いま紹介した京都府商工会連合会の決起大会や、今年の7月に行われた、日本商工会議所をはじめ小売4団体の街づくりに関する要望においても、街づくり3法では調整機能がはたされていないことを厳しく指摘し、つよく改善を強く求めています。

日本では「WTOやガット」を理由に大店法が廃止されましたが、WTOのもとでもフランス・イタリアでは、大型店調整を行い、日本と同じようにWTOやガットを批准しているイギリスやドイツでは出店の調整・規制の視点から都市計画等も活用して、大型集客施設・大型店スーパー等の出店規制をしています。

異常なスーパー大型店の出店攻勢に対して、中小小売商業、商店街を守るためにも知事は、大店立地法見直しに当たって、需給調整排除条項の改正を含め、抜本的な見直しを求めるべきではありませんか。知事の御所見をお聞きいたします。

【商工部長】 小売商業調整特別措置法は、大企業者が特定の物品販売事業を開始する事などにより、中小小売業者の間で生じる紛争解決等のための緊急避難的措置を規定したものであり、大規模小売店舗の出店を規制したり調整を行う法律でないという国の見解であります。法律の主旨にのっとり適正に対応したいと思います。

小売商業調整特別措置法を積極的に活用し

小売店、商店街の経営を守れ

【原田】

2点目は小売商業調整特別措置法の問題です。

小売商業調整特別措置法は、当時の大店法規制緩和の流れの中、大店法との二重の需給規制をしないとして、全国的にも平成元年以降の活用事例はありませんでした。しかし、現在の大店立地法では調整機能が果たされていません。大店法廃止で二重規制でなくなった、今こそ、この商調法の活用をすべきではないでしょうか。この法律は大企業者と中小業者の紛争処理を行うもので、法の第一条に「小売業の事業活動の機会を適正に確保し、および小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去し持って経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と中小企業者の事業機会確保を目的として明確にうたっています。

私は直接、経済産業省や中小企業庁の担当者から聞き取りを行いました。実際の法の運用においては各自治体に運用の許容範囲があり、それぞれの対応を尊重するといっています。

中小小売業者の事業機会確保、大企業者による中小企業分野の侵食の規制のため、大型店の出店計画に際して商店街振興組合や協同組合・同業組合等の中小企業団体から14条2に基づく申請により、出店計画内容を調査し報告することになります。また、16条2に基づく申請は、中小企業への影響度合いによって計画の延期から出店規模縮小の調整がされます。そのため14条の2による調査には詳細な大型店出店計画を中小企業者が知ることが影響度合いの判断材料となり特に重要となります。

法の目的から見ても、中小小売業者を守り発展させる立場から積極的に活用すべきではありませんか。知事は、小売商業調整特別措置法をどのように理解されているのでしょうか。また、これを積極的に活用されるべきではありませんか。小売商業調整特別措置法への対応とご決意をお聞かせください。

【商工部長】 地域商業の振興だが、個店の魅力づくりが商店街等に及ぼす効果に着目し、これまでの商店街を中心とした補助事業に加え、今年度新たに、意欲的な個店等の事業者グループを対象とす

る支援事業を創設し、商店街や小売商業を先導する事業に対し助成を行っています。

こうした事業の中で宇治市や園部町において、生鮮食品等を扱う個店グループが取り組む魅力ある店舗づくり事業について指導を行っている所であり、今後とも、これらの成果を検証しながら商店街の活性化等を強めて参りたいと思います。

くらしを支える社会的基盤、商店街に大きな支援を

【原田】

第3に、地域商業・商店街の振興発展施策についてです。私も関わっている西新道錦会商店街振興組合では、国の補助金を受けて、ＩＣカードによるプリペイドをはじめとする多機能カード事業、インターネット事業などの先駆的取組みを行い。また、高齢者給食サービス事業の実施と近隣型商店街のモデル的役割を果たしてきました。さらに、統合失調症などで社会復帰を目指す人たちの職業訓練で受け入れなど福祉対策にも取り組み、地域の暮らしを守る皆の努力をしまりました。多くの商店街がこのような各種の努力を重ねがんでいます。

この地域商業や商店街を大型店スーパーと同列視するのではなく、暮らしを支える社会基盤施設と位置づけ、商店街振興支援のハード整備はもちろん、各種事業を推進するために組織的機能強化を図り、商店街マネージャや恒常的な事務局人事配置などの支援を行うことが重要ではないでしょうか。また、地域商業・近隣型商店街における生鮮食品店等は商店街への買い物の動機付けの上でも大きな役割を果たしており、商店街活性化の重要な対策として特別な支援を行うべきだと思いますが知事の御所見をお聞かせください？

【知事】 同時に、地域の商店街が、新たな再生と発展を遂げるには地域のコミュニティーの拠点としての位置づけ、支援が必要であり、また、商店街のおかれている環境が地域によって大きく異なることから、たとえば、観光との連携、大学との連携など地元の資源を活かしたそれぞれの地域の特色を活かした創意ある取り組みが重要であると考えており、府としても、地域商業チャレンジ支援事業などを活用し全力で支援を進めているところ。

鳥インフルエンザ被害支援

養鶏業者の融資申し込みに応えないJAに指導を

【原田】

次に高病原性鳥インフルエンザで大被害を受けた養鶏業者への支援策として、国が行った経営維持資金や経営継続融資についてお聞きしたいと思います。高病原性鳥インフルエンザで、移動禁止区域内はもとより、区域外の養鶏業者も大きな被害を受けたことはご存知の通りです。

これらの養鶏業者に対して、養鶏業者緊急支援で国と府が利子補給をして末端金利ゼロの有利な融資制度が実施されたにもかかわらず、京都ではなぜ国の方針通りに実施されなかったのか。これは大問題であります。

経営維持資金や経営再継続資運用に当たっては、国から、事業の円滑実施についての通達が2回もだされました。ところが京都ではJAがこれをまったく無視したものであります。

すなわち、養鶏業者からの緊急融資の申し込みを農協が一件も受付ないという異常な事態となっているのであります。JA京都に対して、指導機関である京都府がどうして指導できないのか、京都府の農政のあり方が問われる大問題であります。このことについてどう考えておられるのか。今後どう改善するのかお答えください。

また、先に養鶏業者を一般事業者として信用保証協会の保証枠に入れるよう要請しているとの新聞報道がありましたが、その際の融資条件はどうなるのか。国の制度との開きがあれば府として利子補

給など実施すべきと思いますがあわせてお聞かせください。

【農林水産部長】 鳥インフルエンザにかかる家畜疾病経営維持資金についてですが、京都府は JA 系統を含む各金融機関に対し、金融機関の趣旨を踏まえ積極的な対応を要請してきたところであり、JA は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進、及び、農業者の経済的、社会的地位の向上を目的としたものであり、京都府としても、その自主性を重視しながら健全な運営を確保するために農協法に基づく指導を行っているところでもあります。

また、中小企業信用保険法の要件緩和につきましては、今日、養鶏事業者が企業的経営を行い、日常的にも一般金融機関との取り引きを中心としている経営実態をふまえ、この度、国の規制改革、民間開放のための募集に際し、養鶏事業者を中小企業信用保険制度の対象業種に追加するよう提案したものであり、これが認められれば、現在は利用できない中小企業融資も利用できるようになるという効果が生まれるものと考えているところでもあります。

【原田】

私の質問の答えとかけ離れている中身だ。

再度、JA の指導の問題や今後の対応、そして、国が農業政策として行われる融資との乖離が起きた時にどうするのかということも含めて聞いているのであり、質問と回答が食い違っている。再度、答えてほしい。

【農林水産部長】 JA 系統につきましては、他の金融機関と同様に、強く融資に関しまして、農家の実態を踏まえた対応をしていただけるように要請してきたところ。引続き、JA 系統に対しまして強く要請を続けて参りたいと思います。

国との関係では、先ほど申した中小企業信用保険法の要件緩和の他にも、今回の制度融資が、緊急制度融資としての十分な役割を中々果たせない部分もあったのではないかと考えておまして、新たな融資制度として無担保無保証人制度等の要請も行っているところでもあります。

安心して楽しめる木屋町界隈へ 京都府・警察は全力をあげた取り組みを

【原田】

次に地元問題ですが、京都の観光地の一つ、木屋町界隈の問題についてです。京都観光ナイトスポットとして木屋町界隈の現在の治安・風紀の乱れは憂うべき状況になっています。

木屋町などがある立誠学区は、鴨川とその西の歌舞練場・御茶屋もある先斗町、高瀬川を挟んで広がる飲食店街。そして、京都の中心繁華街の顔を持つ河原町。秀吉の時代にお寺が集められた裏寺通り、修学旅行生で賑わう新京極通り、紳士服などのファッションの寺町通りなど、縦の通りごとに違った性格をもつ、全国でも珍しい地域を形成しています。木屋町通りにも、秀吉の弟が処刑され、葬られている瑞泉寺や幕末の勤王の志士と新撰組の戦いがあつた池田屋跡、土佐藩邸跡など、貴重な観光資源がいくつもあります。まさに京都ならではの観光資源が集中しています。

今、その木屋町が性・風俗店が集中し、安心して近づけない街になっているのです。

地元自治連合会や料飲業者の皆さんが、府警五条警察署や京都市消防署等の関係機関と共に、ピンクサロンなどの客引きや違法看板への警告など治安の乱れに対して、毎月第4金曜日に夜間パトロールを実施しています。

しかし、このような努力にもかかわらず、風俗店はいっこうに減らず、逆に増加傾向にあります。そして、暴力行為も後をたたず、タクシーの運転手から観光客に「木屋町は怖いからさけた方がよい」と言わざるをえないような状況を放置しておいて、京都府の8000万人観光構想の実現にも大きな障害となるのではないのでしょうか。

先日京都再生ブランド戦略特別委員会で視察に訪れた、湯布院町やその隣の今人気の観光スポット黒川温泉では、いかがわしい店は作らない、作らせない、観光客に安心して楽しめる観光地区づくりが行われています。

また、東京でも治安の悪かった、新宿の歌舞伎町などの性風俗店が、警視庁・新宿警察・荻窪警察・六本木警察や新宿区役所等の潜入捜査や立ち入り調査など、粘り強い取り組みによって、8割方が撤退したといわれています。関係者も性風俗店の違法行為があることを知りながら、黙認放置するのではなく、強い姿勢で摘発に臨めば大きな成果を上げられるのです。

知事や京都府警本部長は現在の木屋町や祇園の現状をどのように認識されているのでしょうか。以前は蔓延していたテレホンクラブは、現在、条例によって市内中心部には1軒もなくなりました。京都府として、性風俗店の違法営業を排除する取り組みを真剣にお考え時ではないでしょうか。

具体的な対応としては、第1に風営法を遵守させることです。第2は違法行為の徹底した取締りです。新宿の経験、教訓に学び警察が強力に取締まることです。第3に木屋町に交番の復活、第4に風営法の届出・認可は所轄警察であり、届出時点でのチェックと指導、近隣店舗の同意書の取り付けなど、京都府独自の運用規定をつくりハードルを高くする。暴対法指定団体の構成員や元構成員と経営者の関係、過去に摘発された関係者が代表を変えて再度の開業申請などが無いのかのチェックをして締め出しを行うことが考えられます。

地元住民・学区自治連合会・飲食業者の強い要望であるキャパクラや性風俗店の客引きの強力な取締りはもちろんのこと、性風俗店等の聞くに堪えない呼び込みなどを規制して、少なくとも観光客が安心して歩ける木屋町界限になるよう、知事および府警本部長はどう対処するのか決意をお聞かせください。

【府民労働部長】 木屋町や祇園の現状ではありますが、通常の間帯においては、それほど心配する状況にはないと考えているが、深夜等の間帯を中心に、悪質な客引き等も見受けられ、時には報道にもありますように、言い争いや暴行等が発生していることを危惧している。

こうした中、警察の重点的な取締りに加え、京都府としても青少年の健全育成をはかる観点から巡視員による夜間のコンビニへの巡回をはじめとした活動等を行って来たところ。さらに、本年5月、府民労働部に安全安心まちづくり推進室を設置したところであり、地域の住民や事業者、ボランティア団体、警察、京都市とも連携し地域住民がより一層安心して暮らせ、府民や観光客が心から楽しめるよう努力して参りたい。

【警察本部長】 木屋町祇園地区には府下全域の約3分の1を占める、約2900店の風俗店などが営業をしており、まさに京都を代表する繁華街、歓楽街であることから、これらの地域の善良な風俗環境を維持することは治安の観点からも非常に重要な事であると認識している。

従って、警察としては、この地域において、悪質な風俗事犯に重点指向した積極的な取締りを実施しているところであり、特に地元住民等から取締り要望のある客引き、無許可風俗営業に対する取締りを強化しているところでもあります。

具体的には、これら地域における客引き、無許可風俗営業等については、本年10月末現在、前年同期比2.5倍以上にあたる131件の違反を検挙しているところ。また、これら地域の善良な風俗環境の維持は、警察の取締りだけでは限界があることから、例えば、木屋町地区においては五条警察署の働きかけにより、関係機関、地域安全ボランティア等が一体となったパトロールを実施する等、地域全体での善良な風俗環境維持に向けた取り組みも実施されているところ。

今後とも、警察としては、これら地域における風営適正化法等の原則な適用はもとより、悪質風俗事案の取締りを強化すると共に、地域住民や関係機関、団体等と一体となって、府民や観光客が安心して歩ける木屋町・祇園地区とするよう努めて参りたいと考えている。

【原田】

木屋町の現状、厳しい状況について、今、生活安全条例の話の様な答弁をいただいたが、木屋町の状況はそんな悠長な事を言っている事態ではない。実際に歩かれてみて、客引きに声をかけられないかどうか、嫌らしい言葉を使って客引きが平然とやられているという事態をどう見ているのか。現状認識について、再度答えてほしい。

警察への要望だが、新宿での風俗店の八割以上が撤退するような取り組みが大事。このような取り組みを要望する。

【府民労働部長】 木屋町や祇園の現状であります。通常の間帯においては、それほど心配する状況にはないと考えている。ただ、深夜等の間帯を中心に、悪質な客引き等も見受けられ、時には報道にもありますような事件が発生していることを危惧している。

いずれにしても、観光客等が心から楽しめるよう努力して参りたい。

京都府議会 2004年12月定例会 一般質問

本庄 孝夫（日本共産党、京都市山科区）2004年12月9日

小学校低学年で少人数学級を選択するのに条件があるのか

【本庄】

日本共産党の本庄孝夫です。通告しております数点について、知事ならびに関係理事者に質問します。

先ず、少人数学級についてお伺いします。京都府でも、本年度から少人数学級の選択実施がはじまりました。そして、国の「40人学級」よりも学級規模が小さい「少人数学級」は、今年42道府県で実施され、来年は新たに2県で予定されています。

「これまでは、4年生にあがってもクラス替えにならなかったが、少人数学級でクラス替えになった。でもすごくいい。授業参観で後ろから見てもぜんぜん違う。2年生は人数が多くて大変ですね。これは、2年生と4年生の子を持つ亀岡市の保護者の声です。

さて、山田知事は9月に、関西の知事座談会で、「京都式少人数教育」について、「3つの方法があり、少人数学級、少人数授業、複数教員の配置の3つを学校の状況に合わせて学校現場が考え選択する」と語られました。

たしかに、教育委員会も、予算説明資料で、「京都ならではの少人数教育はこんなことができます」とうたい、「きめ細かな教育ができるよう778人の教員を手だてします」として、「小1から中3まですべてで35人学級ができます」と紹介しています。

ところが、決算委員会の書面審査で教育委員会は、「低学年、小学校1・2年生では複数で指導することが基本であり、小学校3年生から中学校3年生までは、原則として少人数授業やティーム・ティーチング、少人数学級の選択が可能という仕組みにしている」と答弁されました。

そこで知事にお伺いします。知事のいわゆる「市町村教委と学校現場がよく検討して選択する」際に、何か条件があるのですか。知事の発言は間違いですか。お答えください。

さらに、教育長にお伺いします。予算説明資料では知事の発言のとおりです。説明資料どおりに、低学年についても少人数学級の選択を認め、そのうえに「複数指導」を上乗せすれば、まさに「京都ならではの」と言えるのではありませんか。御所見をお伺いします。

あわせて、「まなび教育推進プラン検討会議」が7月に実施された「アンケート調査」についてです。1つに、小学校低学年の指導充実と少人数学級については、児童、保護者とともに教員にもアンケートが行われているのに、「少人数授業とTT」については、教員には行われていません。

そこで教育長にお伺いします。どうして教員に聞かないのですか。不都合な結果を恐れているのではありませんか。当然、教員にもアンケートを行い報告すべきではありませんか。お答えください。

2つに、本年度から少人数学級を選択実施した学校のアンケート結果では、「授業がよく分かる」と答えた小学生が80.7%、「ていねいに教えてもらえる」が74.6%となっています。もちろん、教員・保護者からも少人数学級を評価する声が多く寄せられています。

そこで教育長にお伺いします。文部科学省は、本年度実施の少人数学級のための加配措置・「指導方法工夫改善定数」を、17年度から「基礎定数化」すべく検討しています。この措置により、府県の裁量が広がり、少人数学級実施の条件はさらに前進します。あらためて、知事がいわれるように「学校現場が考え選択する」ことを最大限尊重し、少人数学級実現への決断を求めますがいかがですか。お答えください。

【知事】 子どもは一人ひとり違うし、おかれている環境も違うので、できる限り子どもたちに即した教育がなされることが必要。今年度から、現地、現場に即した子どものための京都式少人数教育を実施する予算を措置した。京都式少人数教育の特色は、一つ目はティーム・ティーチングや少人数授業、少人数学級のための加配教員を、京都府として単独も含め確保していくこと、二つ目は、府教委は少人数教育の基本的な考え方を「学び教育推進プラン」等で市町村に示しますが、少人数授業、ティーム・ティーチング、少人数学級の選択については、教員数があるが、市町村教育委員会や学校がその状況をふまえ、主体的に選択をする、三つ目には、その選択をした理由について、説明責任を市町村教育委員会や学校は果たし、それをふまえて府教委はさらに全体調整をおこない、改善をはかる。このようにいい循環をつくって、府民、市町村、府が一体となって教育の向上をはかっていこうというものである。府教委では、小学校低学年において生活習慣や学習習慣をしっかりと身につけさせるために、二人の教員による指導を基本としているが、市町村教育委員会において、少人数学級等の選択要望があれば、説明責任が必要だが、加配教員の枠内で積極的に応じていこうというもの。いずれにせよ、これからは家庭も地域も学校も一体になって教育に取り組むべきであり、そのためには現地、現場を中心に、対話と、枠にとらわれない柔軟な対応が必要であり、府教委、市町村教育委員会や学校、保護者の緊密な連携と役割分担のもと、子どものための教育がいっそう充実することを期待している。

【教育長】 小学校低学年の指導形態については、現場の先生や、市町村教育委員会からなる「学び教育推進プラン」検討会議の意見をふまえ、府教委としては、小学校一年生では二人の先生による指導を基本としている。なお、市町村教育委員会から少人数学級実施の要望がある場合は、すでに内容を十分聞きながら対応するものとしている。

少人数授業とティーム・ティーチングに関する教員へのアンケートについては、指摘の内容は、別途実施していたので、対象としなかった。別途実施した結果は、ほとんどの学校が少人数授業やティーム・ティーチングにより、児童生徒の学習意欲が高まった、地域理解の定着がはかれた、と回答している。さらに少人数学級については、今後も画一的に導入するのではなく、市町村教育委員会が、少人数授業、ティーム・ティーチング、少人数学級を選択して実施し、その説明責任を果たすことを基本としていきたい。

知事答弁は、少人数学級実施に初めて踏み込んだもの

【本庄再質問】

少人数学級について、今日の知事の答弁で初めて、教育委員会も含め、小学校低学年の少人数学級実施に踏み込んだ答弁をされたものとし、歓迎する。同時に新聞の座談会で、知事は教育水準をあげるには三つの方法があるとし、「一つは少人数学級、たとえば30人学級」と断言されている。実際は35人学級であるが、同席した関西の知事や、新聞の読者には、不正確な情報が伝えられることになる。責任をもった発言が求められると思うがいかがか。あわせて、知事の発言通り、少人数学級を決断してはどうか。

【知事】 少人数教育について、私が言っているのは、あくまで現地、現場の実態に即して、少人数学級や少人数授業やティーム・ティーチングを主体的に選び、それを府教委で調整していこうというものであり、一律にこれをやれと言う気はない。

講師数は激増 今や教員の1割以上に 教員の抜本的な採用計画と近畿最低の教職員配置基準の改善を

【本庄】

次に、教育委員会が推進する「学び教育推進プラン」と「京都式少人数教育」のもとで、安上がりの教育体制づくりを導く大量の講師配置の実態についてお伺いします。

本府の公立学校定数内講師の配置数は、京都市を除く小・中・高・盲聾養の学校で、4年前から連続して550名を超えています。これは本来、教諭を充てなければならないのに、1年契約の常勤講師を配置している結果です。

また、「公立学校基本数調査」で見ると、「講師の数」は5年前の約1000名から激増して1500名を超え、教員の約1割以上を占めています。さらにこの外にも、授業時数のみで任用されている非常勤講師、定数活用非常勤講師、特別非常勤講師、複数指導の非常勤講師など、勤務形態も身分もそれぞれに違う、多様な雇用形態の講師が1082名も配置されています。たとえば、小学校低学年複数指導の非常勤講師は360人ですが、その勤務実態は、1年生では週26時間を通年で、2年生では週10時間を1学期だけ、しかも1年生の講師は60分を、2年生の場合は45分を1時間とし、1時間の賃金単価も違います。

さらに、通年といっても授業中のみで、夏季休業中などは任用されていません。加えて、この制度が導入されて以来、平成13年度には90件であった臨時免許状の授与件数が、平成15年度には402件と増えています。これらの講師は、朝の教職員の打ち合わせにも、職員会議にも参加条件は保障されていません。

結局、この制度は国の定数改善の先送りのもとで、抑えつけられた財政の範囲内での苦肉の策として、非常勤講師の濫用となっているのです。マスコミも「三位一体」改革の中で、義務教育費の国庫負担削減で、「非常勤講師への依存が進む」と指摘していますが、まさにその先取りではありませんか。

そこで教育長にお伺いします。学校現場では今日の教育困難のもとで、教職員の合意形成と共同による学校づくりが切実に求められているにもかかわらず、1年限りと細切れの講師配置によって、子どもたちの教育に重大な影響を与えています。結果として教育の質を低下させていることについて、どのようにお考えですか。

また、京都でも多くの青年が、教員資格を取ったけれども採用してもらえないという声がよく聞かれます。青年の雇用拡大につながるよう改善をはかるべきではありませんか。「教育に臨時はない」と懸命に努力されている大量の講師の皆さんの期待に応え、ゆきとどいた教育を保障する抜本的な採用

計画と近畿で最低の教職員配置基準の改善をおこなうべきではありませんか。お答えください。

【教育長】 講師の配置については、講師も本務教員と同様に校長の指導のもと、日々研鑽をつみながら、指導に熱心に取り組んでおり、成果を上げている。教員採用については、今後も児童生徒数の推移や退職者数などの動向をふまえ、長期的展望に立って採用していく。教員配置については、学校規模に応じた配置を基本に、京都式少人数教育のための加配も加え、総数として適正な配置を行っていきたい。

点数引き上げ競争をエスカレートさせている 学力診断テストはやめよ

【本庄】

次に、子どもたちの学力を保障する取り組みについて、お伺いします。

1960年代のはじめ、文部省によって全国で一斉学力テストが強行されました。しかし、これがきっかけとなって、日本の教育界に偏差値序列システムが居座り、大きな混乱と問題が生じました。その結果、一斉の学力テストは廃止を余儀なくされました。

ところが、一昨年文部科学大臣の「学びのすすめアピール」以来、ゆがんだ「学力向上策」が教育現場を覆ってきています。全国同様、京都でも「学力診断テスト」が実施されています。

文部科学大臣の「子どもの競争意識を高めて学力向上を図るため、全国学力テストの実施を検討する」との発言や、教育基本法「改正」との抱き合わせですすめられている「教育振興基本計画」検討の中で、全国一斉の「学力テスト」を導入する動きが強まっています。昨日の新聞では、学力の国際比較が大きく報道されていますが、これは、学力テスト導入の動きにいつそう拍車をかけることになりかねません。

そこで、今、府内で実施されている「学力診断テスト」ですが、小学校では、平成3年度から4年生と6年生の全児童を対象に国語と算数で、中学校では、昨年度から2年生の全生徒を対象に国語と数学・英語で行われています。

そして、この結果について総合教育センターは、例えば小学校の「過去の同一問題での正答率は、8割以上に向上した」、「習熟度別の少人数授業やティーム・ティーチングなどが大きな成果をあげている」としています。

しかし、現場の実態はどうでしょうか。小学校では「学力診断テスト」の結果が、府や教育局管内の平均より劣る学校長が地教委に呼び出され、「始末書」を書かされ、さらに「指導の対象校」として対応策を求められているとお聞きしました。そして「学力テストの平均点を5点上げるように」など、数値目標をあげて叱咤する校長のもとで、テストに向け、過去の問題などの猛練習を行い、「事前に前年度のテストをやらせる」「テスト中にヒントを出す」など、点数引き上げ競争を際限なくエスカレートさせている深刻なテストの実情もお聞きします。

このように「学力の実態を把握して適切な指導に生かす」との調査の目的は、テストの結果が点数で公表され、その比較が一人歩きする中で、本来の目標が矮小化され、点数引き上げ競争の悪循環にはまり込んでいるのです。

仮に、それぞれの学校で毎年の変化を把握しようというのであれば、「学年ごとに、どうしても理解・達成してほしい水準の問題」を教科ごとに作成し、その達成度を調査し指導に生かすことこそ、学力保障の確かな道ではないでしょうか。

そこで伺います。教育委員会はこのような実態をご存知ですか。また、これで本当に子どもたちの学力の実態把握となり得るのか、「習熟度別の少人数授業やティーム・ティーチング」の成果と短絡的にいえるのでしょうか。この際、このような弊害を生み出す「学力テスト競争」はきっぱりとやめ

るべきだと考えますがいかがですか。お答えください。

【教育長】 学力診断テストについては、その目的は、一つには、児童生徒一人ひとりの学力の状況を客観的に把握してきめ細かな指導を行うこと、二つには、学力の状況を分析して、各学校の授業改善を図ることであり、その趣旨をふまえて実施されている。このテストは、目的に沿った着実な成果をあげているので、引き続き実施すべきものとする。

【本庄再質問】

学力診断テストの趣旨をふまえて、ということであるが、先ほど紹介したように、テスト中にヒントを出してテストがやられている、という事例もあり、府教委として学力充実総合対策事業として実施している以上、責任を持って実態を把握し、結果の分析がまともに行えるようすべきである。実態把握を行うよう、再度答弁を求める。

【教育長】 学力診断テストについて、指摘のような実態はなく、本来の趣旨に沿った実施がされていると考えている。

特別支援教育

特別な教育を必要とするすべての子どもたちへの支援を

【本庄】

次に、「特別支援教育」と障害児の豊かな発達保障、養護学校の再編計画についてお伺いします。

11月に中央教育審議会は、これまで支援制度の確立していなかった、いわゆる「軽度発達障害」の子どもにも対応する「特別支援教育」について、「学校教育における喫緊の課題」と位置づけました。これは、これまで障害児教育の対象に含まなかった子どもたちの「障害のことも含め自分のことをわかってほしい」との願いに応えようとするものです。

しかし、「報告」の特別支援教育には大きな問題があります。1つには、特別支援教育の対象となる子どもたちが従来の5倍となるにもかかわらず、障害児教育予算や人員は現状のままで対応しようとしていることです。2つには、現行の障害児学校や障害児学級に在籍する子どもたちの教育の大きな後退が危惧されることです。障害種別を超えた「特別支援学校」への制度転換、障害児学級や通級指導教室の見直しなどです。このような中間報告は、障害児教育の発展を願う多くの国民に失望と不安をもたらすものではないでしょうか。

そこでお伺いします。現在の予算・人員の枠内で対応するという政府の姿勢を改め、特別な教育を必要とするすべての子どもたちへの支援を、本格的に前進させることこそ必要だと思いますが、いかがですか。また本府で、障害種別の学級を削減することはありませんね。教育委員会の御所見をうかがいます。

【教育長】 特別支援教育については、中央教育審議会でも、盲・聾・養護学校制度の見直しや小中学校における障害児学級の見直し、また、教職員の配置を含む条件整備などについて審議されているので、その動向をふまえて検討すべき。

養護学校の再編整備 小規模な、地元で通える養護学校を

【本庄】

次に、府立養護学校の再編整備計画です。

一昨年3月に「府立養護学校の再編整備計画」が策定されました。そして、子どもたちや保護者、地域の皆さんの願いが実現し、来春には、新しく「府立舞鶴養護学校」が開校されます。また、南部での新たな養護学校建設計画の検討も大詰めを迎えていると聞き及んでいます。私はこの際、与謝の

海養護学校が1969年の開校以来めざしてきた、「京都の障害児教育と学校づくりの教訓」ともいうべき方向、1つは、すべての障害児に権利としての教育を保障すること、2つは、地域に根ざした養護学校をつくっていくこと、この2つの方向について、あらためて確認しておくことが大切だと考えます。

そこで、南部地域の養護学校の再編についてですが、再編整備計画では「新たに2つの通学区域に再編する」とされています。この間の「山城地域における府立学校再編整備に係る懇談会」でまとめられた「養護学校の再編整備」についての意見では、「南山城養護学校では、グラウンドに校舎を増築するなど、『人口密度』が高くなっている」、つまり超過密になっていると指摘し、「通学時間が短縮されることが必要」などの意見が出される一方で、「学校規模については、当初からその人数に応じた施設・設備や学校運営体制を整備すれば200人を超えても差し支えはない」との大規模校化を是認する意見も出されています。

しかし、施設・設備があればという意見ですが、現在200人を超えている南山城養護学校では、小学部で15学級、中学部で12学級、高等部で13学級とマンモス校となっている中で、「文化祭を学部ごとに別々にやらざるを得ない、体育祭はあつという間に出番が済んでしまう、特別教室が少ないために音楽や体育の授業に廊下を使わねばならない」など、子どもたちへのしわ寄せはまったくひどい状態です。また、学校と教育、安全の基本である、みんなが共通確認できる人数、学校全体の先生が学校全体の子どもたちを見ることができるとも必要であり、そのためにも、適切な規模に抑えることが絶対に必要です。

そこで教育長にお伺いします。200人規模となると、これまでの広域・大規模化と同じことを繰り返すのではないのでしょうか。教育長は、舞鶴養護学校建設にかかる議会答弁で「養護学校を地域に密着したものとする」と強調されてきたことと明らかに矛盾するのではありませんか。しかも、養護学校に入学する子どもは、少子化がすすむ中でも増加しています。21世紀の養護学校がめざすべきは、地域の小規模な養護学校、地元で通える養護学校を生活圏ごとにつくることです。さらに、養護学校分校の設置なども検討されるべきと考えますが、いかがですか。

再編に伴い、寄宿舎整備と学童保育、医療的ケアの充実、専攻科の設置を

【本庄】

次に、医療的ケアの充実、寄宿舎整備などについてです。

現在、養護学校に子どもを通わせる保護者である城陽市のお母さんは、「気管切開しているわが子は、今まで訪問教育を受けてきましたが、学校に看護師が配置されて、ようやく通学できるようになりました。友だちの中で勉強し、成長するわが子の姿に励まされています。しかし、バスでは安全が確保できないといわれ、自家用車で送り迎えしています。南山城養護学校まで毎日2往復しています。車を道路脇に止め、痰を吸引することもあります。週20時間という看護師の配置人数・時間を改善し、バスにも乗ってほしい。医療的ケアをさらに充実してほしい」と話され、また、宇治市のお母さんは「向日が丘養護学校へ重度の子が民間委託のタクシーで、毎日40から50分かけて通学しています。宇治市では、放課後の学童保育は養護学校の子どもは受け入れられず、休みの時に地域に参加できる事業もありません。家の中で親と2人きり、母子カプセル状態となり、親に何かがあっても預ける所がありません。寄宿舎というと遠距離というイメージがありますが、子ども同士の関係をつくる大切な機会であり、自立するための訓練の場、親離れ・子離れのためのかけがえのない場となる寄宿舎を是非つくってほしい」など、切実な声が寄せられています。

そこでお伺いします。養護学校という「特別な場の教育」は今後ますます重要であり、その発展の

ためには、いっそうの教育条件整備が欠かせません。そのためにも養護学校再編整備に伴い、寄宿舎整備と学童保育、医療的ケアの充実、そして高等部卒業後に重度の子どものための専攻科の設置などがどうしても必要だと考えますが、いかがですか。

また、新設の舞鶴養護学校に通学となる保護者から、1度きりの説明会に不安の声が寄せられています。「通学時間やスクールバス、安全対策や与謝の海の教育がどのように引き継がれるのか」など、開校に向けて保護者とも相談して学校づくりをすすめることが必要であると思いますが、いかがですか。お答えください。

以上で、質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

【教育長】 南部地域の養護学校の再編整備については、懇談会での指摘の発言は、正確には、児童生徒数に応じた施設整備や学校運営体制を整備すれば、という条件の下で、200人をこえても差し支えないという発言であり、意見の一つとして受け止めている。再編整備の具体的内容については、府議会ははじめ、地元関係者の意見を聞きながら検討する。

新設舞鶴養護学校については、学校説明会や現地見学会をすでに行い、入学希望者への体験入学も実施、保護者の意見や希望をきくためのアンケートも実施している。今後も進捗状況に応じて、保護者対象の説明会を実施するなど、4月の開校に向け万全を期す。

京都府議会 2004年12月定例会 一般質問

島田 けい子（日本共産党、京都市右京区）2004年12月10日

洛東病院問題

患者や専門家の声に耳を傾け、洛東病院の廃止条例を撤回せよ

【島田】

日本共産党の島田けい子です。私は、先に通告しています2点について、知事ならびに関係理事者に質問いたします。

まず、洛東病院とリハビリ医療体制の問題です。

8月4日、「洛東病院の存廃を含めて検討」という突然の新聞報道からわずか4ヶ月、今定例会に廃止条例が提案されましたが、住民の声を全く無視したあまりにも乱暴なやり方は他に類例をみません。また、わが党のかみね史朗議員が代表質問で指摘した「雨漏り」問題の中心は、老朽化を放置してきた府の責任を厳しく指摘し、反省を求めたものですが、知事は全く無責任な態度に終始されました。患者さんの医療確保についても、「大阪や奈良と探したが入院を受け入れてもらえない」という患者さんの苦しみ声を聞いてもなお、「順調に転院が進んでいる」と言われる知事の態度には、弱者への配慮が全くありません。自らは府民や患者にまともに説明責任を果たさずに、後始末を担当医師や職員に押し付けるやり方も、全く無責任です。厳しく抗議をするものです。

今、京都の遅れたリハビリ医療を何とかしたいと努力を重ねてこられた方々から、「洛東病院を廃止してはならない」との声が日増しに高まり、特に、リハビリ医療の専門家から貴重な意見が寄せられています。

京都府地域リハビリテーション協議会の委員で、京都府老人保健施設協会理事の角谷増喜（かどやますき）先生は、「いま、ようやく、広域支援センター指定にこぎつけたところです。私達としては、

京都乙訓圏域の広域支援センターとして洛東病院を推薦します。施設、スタッフ、経験とも優れた洛東病院を廃止することは歴史的禍根を残します」とおっしゃっています。

日本リハビリテーション医学会専門医で高次脳機能障害治療の第一人者である原寛美先生は、「全国的にも洛東病院のような高次脳機能障害など重度障害のリハビリ医療に本格的に取り組む病院は多くないのが現状。この分野の政策医療性が最近ますます認知されてきており、各自治体は、財政的に厳しくとも、そうしたリハビリ医療の場を一つでもつくろうと努力している。地方自治体は採算性よりも地域医療ニーズを第一にしたい」とおっしゃっています。

洛東病院の総合リハビリテーション施設は、日本のリハビリテーションの草分けである、東京大学名誉教授で元国際リハビリテーション医学会会長の上田敏先生の設計で作られたものです。その洛東病院で20数年間、診療にあたられた佐藤能史元副院長は、「洛東を残していただきたい。それがかなわなくとも即時廃止は避け、患者さんの治療が継続できる保障をつくっていただきたい。大学にリハビリ医療の教室を設けていただきたい。これは、京都でリハビリ医療に携わる者すべての願いです」と発言されています。知事は、こうした方々の声にどうお答えになるのですか。お聞かせください。

廃止条例を撤回し、関係者の英知をあつめて洛東病院を存続し、府立医大病院や府内医療機関とのネットワークを構築して、リハビリ先進地京都をつくるのが一番効果的で現実的と考えます。知事の見解をうかがいます。

【保健福祉部長】 リハビリテーションに取り組む病院が急増し政策医療性が低下していること、施設の老朽化の進行、周辺に多数の医療機関がある中での東山区の高齢化、人口減少の進行、患者数の減少など状況の変化のなかで、民間医療機関では取り組むことが困難な政策医療を担うという府立病院の基本的な役割をふまえた抜本的なあり方の見直しが求められている。こうした中で、今年度、包括外部監査や府立病院のあり方検討委員会からも、「全病棟廃止が適当」など厳しい提言をいただき、これらをふまえ、「廃止」することにした。廃止にあたり最も重要である患者の医療保障については、主治医等からも医療ケアについて十分、説明していく中で、必要に応じて、適切な医療機関を紹介する等、対応してきており、今後の医療保障についての一定の見通しが立った今日の状況をふまえ、関係条例の改正を提案させていただいた。リハビリテーションの推進については、京都乙訓医療圏だけでなく、各地域で展開されているリハビリを担う多様な主体と連携し、府全域のリハビリテーション施策の総合的推進をはかるため、来年4月から、府立医大付属病院の人材も活用し、センターを整備するための補正予算の審議をお願いしている。

遅れているリハビリ医療体制の充実をはかり、 リハビリ先進地・京都を

【島田】

次に、リハビリ医療の具体的な課題について、何点かうかがいます。

第1に、マンパワーの問題です。私は、決算特別委員会でリハビリ専門医の不足についてお尋ねしたところ、府立医科大学学長は「リハビリの医師は不足しているのは事実であり、これから大学が取り組むべき大きな問題だと思っている。ぜひ、保健福祉部と大学と一丸となり努力したい」と答弁されました。府立医科大学にリハビリ医学の教室を設置し、専門医の養成に取り組むべきと考えますが、学長の決意に知事はどのように応えようとされますか。お聞かせください。

また、理学療法士や作業療法士についてですが、本府のリハビリテーション資源現況調査でも、医療機関、介護施設、訪問・通所リハ等の事業所の5割から6割が「人員の確保」を課題としています。決算委員会で、保健福祉部長は「人材の量的確保および地域支援をふくめて確保していきたい」と答弁されましたが、現在の需要に対する供給の状況、および、量的確保の数値目標をどのように考えて

いますか。お聞かせください。

次に、2次医療圏域ごとに、リハビリ医療の中核的施設を整備する課題です。回復期リハビリ病棟が京都市宇治市以外にありません。この間、舞鶴日赤、京丹後市立弥栄病院、公立山城病院が広域支援センターに指定されましたが、残る3圏域でも早急に指定し、これら医療機関に回復期リハビリ病棟の設置と人材確保等のリハビリ体制強化が必要だと考えます。さらに、府立与謝の海病院についてですが、病院には現在、理学療法士が2名しか配置されていません。外来患者にも週1回程度のリハビリしか行えず、やむなく豊岡の病院へ通院されている患者さんがあります。また、現地の何人かの保健師さんに話をききましたが、「与謝の海病院が急性期病院になり、短期間で退院して地域に帰ってこられた患者さんが、自宅で寝たきりになっています。老人保健施設も満杯で、橋渡しの機関がないのです。伊根町、岩滝町、宮津市には理学療法士が1人もいません。何とかしてほしい」と悲痛な声でした。宮津与謝地域の唯一の公的病院である与謝の海病院に回復期リハビリ病棟を設置するなど体制を強化し、そこから市町へ支援をしてはいかがでしょうか。知事は、医大病院を地域のリハビリ支援の拠点とするとしていますが、そもそも、支援する先の地域資源の整備がなければ「絵に描いたもち」です。知事の見解をうかがいます。

また、医大病院の急性期リハビリの充実が緊急の課題ですが、問題は、歴代保健福祉部長がお答えになってきたように、その後の回復期、維持期、職業リハ等の一貫した体制をどのようにするのか、また、民間が受け入れることが困難な脊髄損傷や高次脳機能傷害、切断、重傷熱傷など、重度障害者のリハビリ医療の確保のために本府の公的責任をどう果たすのかということ。平均在院日数が21日といわれる医大病院ですが、急性期の病院の入院期間はさらに短縮されそうです。そうなりますと、急性期を脱した重度障害の患者さんの受け皿をしっかりと確保する必要があります。医大病院の中に回復期を作るなら話は別ですが、私は、洛東病院と連携すれば、より効果的かつ公的な役割がしっかりと果たせると考えますが、この際、知事のお考えをお聞かせください。

公明党や民主党の会派のみなさんは、洛東病院の整備拡充や総合的リハビリ体制の確立を要望されてきましたし、また、この間、病院にも足をお運びだと伺いました。患者さんが議会を注視されています。慎重な審議をお願いするものです。1998年2月定例会、1999年9月定例会で公明党の池本議員は、「リハビリ医療の需要は今後増大の一途である。日本のレベルは欧米各国と比べてきわめて手薄な状況であり、寝たきりや訪問看護患者の4割は脳卒中が占めており、適切なリハビリ医療の供給不足が要介護老人増加の一因にもなっている。洛東病院を本府におけるリハビリ医療の中核施設に整備することが府立病院の役割を果たす見地からも現実的な方策」と提案されました。保健福祉部長は「リハビリテーションに対する需要は、今後ますます増大していく」と答弁、当時の荒巻知事は「京都府保健医療計画においても、京都府内に置ける中核として整備の検討をすすめる」と答弁されました。また、2000年6月定例会では、民主党の田中卓爾議員の質問に対しても、「高齢者の方が寝たきりになることなく、住み慣れた地域で生き生きとした生活をおくれるようにするために、寝たきり予防、閉じこもりの高齢者、脳卒中患者など、それぞれに応じたリハビリテーションが継続的に行われる必要がある」。森野保健福祉部長は「洛東病院の医学的リハビリテーションについて、社会復帰促進に大きな力になっている」と答弁されておりました。池本議員が指摘されたとおり、寝たきりの高齢者は増え続けています。京都府全体で2000年の介護保険制度スタート後の4年間で、要介護4、5の高齢者は1万4053人から2万315人と約1.5倍に増加しました。回復期リハビリの受け皿がなく、地域で寝たきりの高齢者が増え続けているのは、先ほど紹介した与謝地域だけでなく、医療機関が集中する京都市内でも同様です。とても、「洛東の回復期リハは必要がない」という状況ではありません。かさねて、洛東病院廃止条例の撤回と慎重審議を求めるものです。

【知事】 人口の高齢化が進展し、リハビリテーションは急性期・回復期・維持期など患者の症状に応じた対応が求められているとともに、保健分野、介護分野でのリハビリテーションなど、ニーズが

高度化・多様化している。こうしたニーズに対応していくためにも、地域での基盤整備などの体制強化とともに、人材の育成・確保、資質の向上、とりわけ医療スタッフの要となる専門医の育成が重要。府としては、公立南丹病院や現在、整備中で新たに回復期リハビリ病棟を整備する福知山市民病院等にたいし、地域医療を担う中核病院が実施する施設等整備について、国庫補助に対する上積みや軽減助成など府独自の助成措置も講じながら、リハビリテーションの基盤整備の充実をはかっている。

今議会で補正予算をお願いしているが、府立医大を府域のリハビリテーションの拠点と位置付けして、来年4月から、脊髄損傷、小児等にたいするリハビリも含めて、急性期リハビリを飛躍的に充実するとともに、京都府リハビリテーション支援センターを設置して、地域リハビリを担う人材の育成、関係施設の連携の推進などをはかることにしている。専門医の養成については、府立医大において、授業の中で整形医科学のカリキュラムに取り入れるとともに、付属病院にリハビリテーション部を設置し、診療を通じ、専門医の養成に取り組んできたが、田中卓爾議員の質問に答えた通り、専門の講座の設置も含め、府立医大における人材の育成のあり方を検討し、京都府のリハビリテーション医療の充実をはかる。

【保健福祉部長】 増大・多様化するニーズに対応するため、民間医療機関等さまざまなリハビリ実施主体と連携して推進する必要がある。

OT・PTは、全国的には国の需給見通しを大幅に上回る水準で増加しているが、京都府でも年々増加しており、現在、約900人が従事しており、人口10万人対従事者数は、全国とほぼ同様の数字である。ここ1～2年の間に複数の養成施設が設置される予定となっており、今後、こうした条件も生かして確保をはかっていきたい。

リハビリテーションは、急性期・回復期・維持期など医療リハビリの他、保健分野、介護分野でのリハビリなど多様化しており、京都府だけでなく、民間医療機関、福祉施設、市町村など様々な主体が関わっている。こうした機関の連携を推進するため、現在、3医療圏で支援センターを指定したが、他の3医療圏についても、来年度に指定を行うよう関係機関と調整中。今後とも、充実した体制のある病院を指定していきたい。今回、府立医大に設置することとした京都府リハビリテーション支援センターは、これらの広域支援センターと連携し、関係者に対する研修・教育や実地研修などにより、様々なリハビリの実施主体の活動を支援するもの。

与謝の海病院について、急性期医療を中心に展開してくるなかで、これまでから、リハビリテーション化を要望する管内3病院との役割分担と連携のもとに、リハビリテーション医療に対応してきた。今年11月から、地域の45診療所に参加していただき、かかりつけ医制度を発足させたところ。リハビリテーションを含めた医療の継続と確保をはかることにしている。

府立医大病院については、民間医療機関との役割分担のもと、急性期医療を担う特定機能病院として、再生医療など高度医療に支えられた脊髄損傷など急性期リハビリテーションを実施することとしている。

島田議員の再質問

現場の実態をつかみ、府の責任を果たせ 改めて、知事の答弁を求める

【島田】

先ほどから、「命の重み」を語ってこられたが、洛東病院は、患者さんの命を支え、生きる喜びを多くの方々にもたらした大切な病院であります。

地域医療の実態について、リハビリを行う機関が急増している等々と言われましたが、これは、書

面審査や9月の常任委員会、そして知事総括質疑などで指摘してきましたが、現場の実態は、急性期病院から患者さんが在宅にそのまま帰ってこられて、寝たきりになる患者さんが増えていると、医師会でも大問題となっています。回復期リハビリは、まだまだ足りませんし、さらに、リハビリの質が問われています。日本リハビリテーション専門医学会の中では京都のリハビリの質も問題となっているそうです。

これまでも指摘したように、現場のリハビリ専門医から「洛東病院を残して、京都乙訓地域の広域支援センターに指定して、これまでの経験を十分に生かせるように」という声や「最近、政策医療性が認知された高次能機能障害など重度障害の患者さんのリハビリ、急性期ではなく回復期等も含めて一貫したリハビリテーションを行うための施設として、洛東を拡充すべき」という声が出されていますが、知事は、このような声を聞くべきだと考えます。改めて、知事の答弁をお願いします。

宮津・与謝地域の実態は本当に深刻です。一度、うかがって、保健師さんの話を聞かれてはどうでしょうか。「連携をとっている」と言われましたが、寝たきりの患者さんが増えていることは、宮津・与謝地域の実態です。現場をよく調査していただきたい。

患者さんの医療確保について「順調だ」と言われましたが、「廃止」報道以来、患者さんの中に不安が高まって、うつ症状が出ている方も増えています。転院先が見つからない患者や、「紹介状をもって府立医大の外来にいったら、開業医を紹介された」と再び、洛東の外来にこられた患者もいます。

どこの病院にも転院できない、自宅にも帰れない患者さんは、「府庁の知事室にベッドを置いてもらおうか。その位の責任を知事はとるべき」との声も出されていますが、知事はどのように受け止められますか。知事の答弁をお願いします。

リハビリ専門医の養成・確保について、講座にかかわらず、独立したリハビリテーション医学教室を設けるべきだと思いますので、これは強く要望しておきます。

【保健福祉部長】 先ほども答弁したとおり、京都府域のリハビリテーションは、京都府と民間医療機関、社会福祉施設、市町村等が役割分担をすすめながら、全体として進めていきたい。洛東病院の患者さんの医療確保について、12月1日現在、58人の入院患者がいるが、主治医から懇切丁寧に説明させていただいている。

介護保険問題

「まず財源ありき」の見直し、 介護サービス切り捨て、負担増は許せない

【島田】

次に、介護保険制度についてです。

今、政府は介護保険法施行後5年目の見直しに向け、来年の通常国会に提出する法案の取りまとめ作業を行っています。今回の見直しについて、識者から、「まず財源ありきの議論が先行している」と指摘されているように、もっぱら、国の財政支出を抑制するための、利用の抑制と国民負担増が中心です。

第1に、在宅介護サービスの利用制限、第2に、介護サービス利用料の大幅な値上げ、第3に、「支援費制度との統合」を大義名分にした保険料徴収対象の拡大、第4に、低所得者に対する「特別対策」の廃止です。これは、少ない年金から保険料が天引きされいながら、必要と認定された介護サービスがうけられないという社会保険制度の根幹にかかわる矛盾を一層激化させ、介護に対する国民の願いに真っ向から反するもので、およそ、「改革」の名に値しないと私は考えます。知事の見解をお聞か

してください。

【保健福祉部長】 新たに介護予防に重点を置こうとする国の改正方針が示されているが、その方向性は、現在、京都府が取り組んでいる京都健康長寿日本一プランとも一致したもの。今後、さらに、利用者本位の安定した制度となるよう、国に強く要請していきたい。

誰もが安心できる介護制度へ、ただちに改善にとりくむべき

【島田】

見直しにあたっては、この4年半に明らかになった課題をはっきりさせる必要があります。私は、本府が行った利用者アンケートなどの調査結果をふまえながら、改善の提案をさせていただきます。

まず、第1に、保険料・利用料のあり方を支払能力に応じた負担の方向に見直すことです。

アンケートでは、利用料の負担が「大きい」「やや大きい」が3割近く、「負担が大変だから、限度額以下しか利用していない」人が18.3パーセント、「負担があるから利用を減らした」人は16パーセントとなっています。現在でもこの様な実態なのに、2割・3割と負担を増やせば、利用はさらに大幅に減ります。特別養護老人ホーム入所者には「ホテルコスト」がかかり、月10万円をこえ、個室では13万4千円にもなります。6万6千円の国民年金満額受給者でも入所ができません。そもそも、介護保険以外の福祉施設、たとえば保育施設や障害者施設は「所得に応じた負担」になっており、生活の場である特養ホームの利用料が所得にかかわらず一律ということがおかしいのです。こうした利用料について、所得に応じた額に改めるよう、国へ意見をあげるべきです。また、府として、利用料減免制度を支援する制度を市町村と協力して作ってはいかがでしょうか。来年度から、社会福祉法人の減免制度も国の補助がなくなると関係者の危機感が広がっています。もし、国が打ち切った場合でも存続させるべきです。いかがですか。

保険料についてですが、現在65歳以上の介護保険料は5ないし6段階の定額制と定められていますが、たとえば、所得が200万円の高齢者と1000万円をこえる高齢者の保険料が同額であるなど、所得税や住民税、国保料にくらべても逆進性が著しいものです。「負担は能力に応じて。給付は平等に」は社会保障制度の原則です。各自治体が、定率制や多段階制など所得に応じてきめ細かく設定できるよう改正を行うこと、国庫負担割合を引き上げ、保険料の自治体間格差を調整するよう、国へ提案していただきたいと考えます。また、市町村の独自減免についても、国の3基準を押し付けず、制度改善の努力を求めますが、いかがですか。お答えください。

そもそも、保険料や利用料が高くなる最大の原因は、介護保険制度導入の際に、国庫負担を50パーセントから25パーセントへと大幅に引き下げたからです。私どもは「調整交付金」5パーセントを別枠にし、国庫負担全体を緊急に30パーセントに引き上げることを求めてきました。知事は、低所得者対策について国へ提案しているとの答弁を繰り返してきましたが、具体的な提案の中身と、その結果についてお答えください。

第2に、在宅・施設両面で安心して暮らせる基盤の整備を進めることです。

「介護が必要になっても、出来れば住み慣れた自宅ですごしたい」と願う多くの高齢者の願いに応え、在宅で暮らせる基盤をつくる必要があります。それは、施設不足の解消にも役立ち、介護費用の節減にも役立ちます。4年半たってもなお、地域には十分なサービス基盤がそろっていません。先のアンケート調査で、「希望しているのに利用できないサービス」の第1がショートステイですが、いま、どこも満杯の状態です。「3ヶ月、4ヶ月前に申し込みが必要では、急の必要に間に合わない」という声が出されています。介護家族にとって、いざというときに支えてくれる所があることがどうしても必要です。緊急ショートステイを自治体として確保するための対策を講じるべきと考えますが、いかがですか。

次に、特養ホームの計画的整備です。6月定例会で知事は、「17年度の見直しに向け調査が必要」と答弁されましたが、調査はされたでしょうか。私は府内市町村に聞き取り調査をしましたが、あきらかに、前回の3640人を上回っています。国は、「介護保険施設が充足している圏域での施設整備については国庫補助の協議対象外」として宇治市、亀岡市の申請を門前払いしました。現在まで、京都で17年度の新規整備は1ヶ所しか認められておりません。また、「三位一体改革」で、施設整備補助金が交付金化される予想もあり、総額の抑制にも拍車がかかります。こうした事態に知事はどのように対処されますか。国に対して、地域の計画的な整備が出来るよう財政支援を求める必要がありますが、いかがですか。また、地域の実情に応じて安価で質の良いサービスが提供できる施設として、長野県の「宅幼老所」の事業は大変ユニークな取り組みです。本府としても検討されてはいかがでしょうか。お答えください。

第3に、介護予防事業についてです。政府は、現在、国と自治体の負担で行っている健康診査や機能訓練などの老人保健事業、高齢者の給食サービスや送迎サービスなどの介護予防・地域支えあい事業などを再編成して、介護保険内に組み込む方向を検討しています。これで国の負担を400億円削減す一方、国民の介護保険料負担は1000億円も増えます。国の負担と公的責任を後退させることは「介護予防」に逆行することです。今必要なことは、国の財政支援や地方自治体の責任を明確にして、介護、医療、福祉、公衆衛生の連携を強め、保健所が核になって、市町村や関係団体との連携を密にし、高齢者の健康づくりを進めるべきことだと考えますが、知事の見解をうかがいます。

第4に、介護労働者の労働条件改善の取り組みが急務です。制度の矛盾が集中しているケアマネージャーについて、独立性、公共性を持って、最も適切なケアプラン作成に専念できるよう、担当件数の削減が必要です。それらの裏づけとなる介護報酬の引き上げなど適切な条件整備を国へ要望すべきと考えます。いかがですか。見解をうかがいます。

以上で、質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

【保健福祉部長】 保険料・利用料は、社会全体で介護の必要な高齢者を支え合うという制度の趣旨から、高齢者や現役世代の方に保険料・利用料を負担していただくとともに、国・都道府県・市町村のそれぞれが公費で負担するもの。府としては、低所得者に配慮し、通常5段階設定の保険料を6段階とする制度の活用について市町村に助言してきたが、府内では7割以上の市町村が6段階制を導入している。

介護保険は、制度の設計や財源措置など、国の責任において解決すべき課題も多く、国に対して、地方公共団体の財政負担の軽減については、調整交付金を国庫負担金25%の別枠で措置すること、保険料・利用料については低所得者対策の充実を、特別養護老人ホーム等の施設整備については、「三位一体改革」による補助制度の動向にかかわらず必要な施設整備を行える財源確保を、ケア・マネージャーについては、資質向上のための支援策や介護報酬の見直しなどを積極的に提案し、要望してきた。なお、低所得者対策については、今回の制度「見直し」の中で、保険料の設定区分の細分化や利用料の負担限度額の引き下げなどが検討されており、社会福祉法人による利用料減免措置については、現時点で「見直し」が行われるとは聞いていない。

ショートステイについては、従来から、特養ホームの整備にさいし、必ず併設するよう努めてきたが、その結果、平成15年度、介護保険事業支援計画の目標数を上回る利用がされている。

特別養護老人ホームの計画的整備のための調査については、平成18年度からの次期介護保険事業支援計画の改定に向けて、平成17年度の早期に実施できるよう準備している。

京都府においては、小規模で地域密着型のデイサービスを基本に、複数のサービスを提供する「ふれあいホーム整備事業」を府独自に実施している。

介護予防については、介護予防対策を含む総合的な健康づくりの方向性を示すものとして、平成15年度から、健康寿命を日本一に伸ばすことを目標に、「京都健康長寿日本一プラン」の策定に取り組ん

でいる。今後とも、府・市町村など関係者が一体となり、高齢者の健康づくりや介護予防等を推進する。

島田議員の再質問

利用者負担について、国の制度が打ち切られても、 府の支援策は継続すべき

【島田】

利用者負担の問題ですが、社会福祉法人や市町村を支援してきた京都府の支援について、国の制度が打ち切られた後も、国庫負担がなくなった後も、継続すべきだと考えますが、知事の答弁を求めます。

【保健福祉部長】 利用者負担の問題だが、現在のところ、今回の「見直し」の中で、廃止を検討するとは聞いていない。